

行政手続法における申請に対する処分に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 行政庁が審査基準を定める場合には原則として意見公募手続を実施しなければならないが、公益上、緊急に定める必要がある場合には、これを実施せずに定めることができる。
2. 行政庁は、申請に基づく処分の審査に際し、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが許認可等の要件とされている場合には、必ず公聴会を開催しなければならない。
3. 行政庁は、申請がされる前に行政指導をすることはできるが、申請がされた以上、申請の取下げや内容の変更を求める行政指導をすることはできない。
4. 申請拒否処分の理由の提示は、申請者に拒否の理由を知らせることで不服申立てに便宜を与えるものであるから、申請者が既に理由を知っている場合には提示しなくてよい。
5. 申請に対する処分が標準処理期間内にされなかった場合、申請者が提起する不作為の違法確認訴訟において当然に違法となる。

（正答＝1）

AとBの2人から成る経済を考える。それぞれの限界便益は

$$\begin{array}{l} MB_A = 40 - 2G \\ MB_B = 20 - G \end{array} \quad \left[\begin{array}{l} MB_A : A \text{ の限界便益, } G : \text{ 公共財の数量} \\ MB_B : B \text{ の限界便益} \end{array} \right]$$

と表される。ただし、両者の限界便益は公共財の数量が20より大きくなる場合は0となる。また、公共財の限界費用は

$$MC = 15 \quad [MC : \text{ 限界費用}]$$

で表され、生産量にかかわらず一定である。公共財の最適な供給量に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 社会的限界便益は $20 - G$ で、公共財の最適な供給量は5である。
2. 社会的限界便益は $20 - G$ で、公共財の最適な供給量は20である。
3. 社会的限界便益は $60 - G$ で、公共財の最適な供給量は20である。
4. 社会的限界便益は $60 - 3G$ で、公共財の最適な供給量は15である。
5. 社会的限界便益は $60 - 3G$ で、公共財の最適な供給量は20である。

(正答 = 4)

日本における生活保護制度に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 生活保護の給付は、原則として本人による申請ではなく、福祉事務所が生活困窮者を調査し保護が適当と認める場合に給付を開始する仕組みになっている。
2. 生活保護の給付要件として、本人の資産や稼働能力の活用可能性のほかに、祖父母や孫などの扶養義務者からの援助の可能性も勘案される。
3. 生活保護の給付は、健康で文化的な最低限度の生活が維持できるものとされており、一般国民の生活水準の上昇や低下にかかわらず、一律定型的な水準に固定されている。
4. 現在、生活保護の給付を受けている勤労世帯の1人当たりの平均消費支出は、一般勤労世帯のその4割程度の水準となっている。
5. ギャンブルなどにより生活困窮に陥った場合など困窮した理由が本人の責めに帰するときは、生活保護の給付を受けられない。

（正答＝2）